

## 令和2年度第2回人権擁護審議会(会議録)

- 日時 令和2年12月14日(月) 午後2時00分～3時10分
- 場所 市役所西庁舎 3階大会議室
- 出席 委員13名(3名欠席)
- 事務局出席者 市長 総務部長 総務部次長 人権擁護課長 主幹 主幹

### 1. 開会

- ・市長あいさつ
- ・資料確認

### 2. 協議事項

#### (1)新しい人権に関する総合計画の骨子(案)について

会長：

本日の協議事項は2点。1点目について事務局から説明を。

事務局：

資料1、2に基づき計画の趣旨等について説明。

会長：

意見等あれば。

無いようなので、続けて説明を。

事務局：

資料2に基づき現状と課題について説明。

会長：

現状と課題について説明が終わったが、意見等あれば。

委員：

2-1の現状と課題、「人権に関連した法律等の整備」にSDGsは入っているが、国連の関係、人権関係諸条例や行動計画、国際年などにも軽く触れておいたほうがよい。国際人権諸条約については批准すれば、憲法98条第2項で遵守するということになる。一般法より上位法にあたるので、そういう意味でそこに入れておいてもらったほうがよいと思う。

事務局：

人権年表について検討しているが、今の意見を踏まえ、主だったところ、上位にあたるところなど(文章中に)入れ込んでいき、また提案させていただきたい。

委員：

ヘイトスピーチ解消法について、日本人が外国人に対し「国に帰れ」というのは法の対象になるが、外国人が日本人に対し「日本から出て行け」というのはヘイトスピーチになるのか。すべての人に対してでないといけないのではないか。

事務局：

個別の法律に関することになるので、後日事務局で対応する。

委員：

このことが問題提起や議論をすることに支障を来している。日本人が問題提起したらヘイトスピーチになると。いわゆる言論の弾圧が発生してきているのではないか。

**委員：**

今の意見についてよくわからない。

**委員：**

日本人が外国人に対して「日本から出て行け」というのはヘイトスピーチになるが、外国人が日本人に対して「日本から出て行け」というのはヘイトスピーチにならない。だから、わざわざ本邦外と書いてある。やるならば、すべての人に対してという形でなければ、日本人に対する差別ではないかと私は思っている。それが今言ったような議論をするうえで、問題提起するうえで、日本人に対して言論弾圧になってきていると、私は受け止めている。そのあたりを色々調べていただければと思う。

**委員：**

今の意見について、理解できない。この法律ができた背景には、日本に住んでいる在日朝鮮の人への態度があまりにもひどいということがあった。

**委員：**

その内容は知っている。

**委員：**

だから、あなたの言うことは理解できない。この法律のできてきた背景には歴史的帰結として、主に在日コリアンの人を対象となっている。あまりにもひどいから、この法律ができた。あなたの言っていることは曲解である。

**委員：**

それを逆手に取って、日本人は日本から出て行けと、そういう言動が出てきている。これは実際体験している。

**事務局：**

(この件については)また事務局のほうで対応する。

**会長：**

事務局で調整し、皆さんが納得できる形で進めてほしい。他に意見は。

**委員：**

5 ページの職員への人権研修機会の充実というところ。仕事をする上で、職員が技術的なところを含めて研修を色々されていると思うが、人権研修も同じだと思う。ひいては市民への行政サービスにつながるので、人権擁護の行政サービスと言えよいか、どういう名称がいいのかわからないが、資質を高めてもらうことは、市民への対応と当然本人の資質の向上、研鑽という意味で非常に役立つ。研修するというと自分にとって負担のような形になるので、できれば自分自身を高めることになる、市民への行政サービスは何よりも大事な部分で研修をされるという前提がないといけないのではないか。土木、教育、福祉など様々な研修機会があるが、様々な所で研修を受けて、情報を取っていただき、それを市民にフィードバックするということが大切。資質の向上ということは、市民への行政サービスを向上させるとともに、職員の意識向上にもつながるといような視点が入ればありがたいと思う。文言については一任する。

**会長：**

意見を踏まえて文言の検討をお願いします。

続けて事務局から説明を。

**事務局：**

計画の基本的な考え方について、資料2及び資料3に基づき説明。

**会長：**

意見等あれば、挙手を。

**委員：**

文言について。「同和地区」という表現は今日でもされているわけだが、法律の名称は「部落差別解消推進法」ということになった。この文言についてどうしていくのかということ。法律に基づいた名称を使った方が適切ではないか。例えば「同和地区の人」は「被差別部落の人」でよいのではないか。これは従来から歴史用語として使ってきている。次の9ページの上段「同和問題をはじめ」については「部落差別問題」など、統一していただければよいのでは。

**会長：**

事務局、いまの意見について。

**事務局：**

ご意見いただいた部分については、現状では「同和問題」であったり「部落差別」であったり混在している部分もあるので、ご意見を踏まえ検討・修正していく。

**会長：**

他に意見が無ければ、続けて説明を。

**事務局：**

重点施策と取組の方向について、資料1に基づき説明。

**会長：**

重点施策についての説明が終わったが、意見等あれば。

**委員：**

人権問題というのは時代と共に変わってくると思う。10年、15年前には同和問題、被差別問題に重点が置かれたと思う。湖南省の人口の特徴として外国籍の方が多いというのは皆さんご存知だと思うが、そのかたたちに変化があると感じている。歳末助け合い運動というのを社会福祉協議会と民生委員で行っているが、非常に実態が困窮化している。特に外国籍の方は非正規社員の方がほとんどで、生活が苦しい状況にあると思う。それに、どういうわけか日本に来てから離婚されたりして、ひとり親、母子家庭が増えている。そういう外国籍のかたの支援というか取組を強く要望したい。

2つ目、資料2の2ページに引きこもりの問題が書いてある。8050問題は表面に出てこなくて、内容が見えない、わかりにくいという実態がある。特に引きこもりについては、どのように対策、施策を取ったらよいのか、私自身もわからないが、一般的に言われるように若い方で40～50万人、40歳を越えた引きこもりが60万人いるという実態がある。重点政策のなかに、できれば引きこもりの問題を入れていただければありがたい。

**委員：**

今の関連で。湖南省が出している「With KONAN Plan II」には、湖南省における外国人の推移が書いてある。これでは4%となっているが、ピーク時が6.7%、一番少ないときで3.9%なので、(今は)4%よりもっと多いと思う。市内には全国的にも知られている工業団地があることから外国人

の割合が高いのではないかと。4～5%と言ったが、甲西町の時代には外国人の人口比は全国トップだった。人口的に一番多いのは群馬県大泉町だが、比率からすると湖南省は高いと思う。この間社会福祉協議会との話があって資料をもらったが、緊急小口資金の貸出は3月に3人、うち外国籍はゼロ。10月には、合計57人で、人口比4%の外国人が38人となった。かなりしんどい状況になっている。いまコロナで企業が大変な時期かもしれないが、PC関係とか利潤の上がっている企業もある。その関連の企業も工業団地にはあるのではないかと。別の会議に出席したときにある人から「企業も苦しいのだから、外国人労働者は使い捨てでも構わないじゃないか」という発言があった。いまコロナの状況のなかで、「使い捨てもあり」という発言に私は疑問を持った。昔の出稼ぎではないけれど、ブラジルなど日系の労働者がやってきて、企業もそれを必要としていたわけだし、企業のなかで組織化して支援する形に持って行かなければならないのではないかと思う。先ほどの委員が部落問題は10年前と言ったが、それは違う。部落差別解消推進法が出てきたのは、これがあまりにもひどいからである。今ネットで検索したら、部落の地名も出てくるし、部落の人がどこに住んでいるか、どういう部落があるのか全部上がってくる。10年前よりひどくなっている。だからこの法律ができた。

**会長：**

他に何か。

**委員：**

資料1の(4)地域福祉の取組の推進、②人にやさしいまちづくりについて。宅建協会の協力のもと滋賀県が行った2016年の調査結果では、外国籍の方の入居拒否が35.8%、高齢者が31.8%、障がい者は22.0%、ひとり親が5.1%。あとは同和地区に対する、土地を避けるということが、これは意識調査でも、問い合わせのなかでも調査で出ている。いずれにしても、ここの項目のなかで、すべての人を包み込むような視点というか、排除しない取組を項目として入れた方がいいのではないかと。やはりすべての人を包み込む地域社会というものは、非常に大事。地域福祉のなかで、お互いの支え合いとそういうような視点とがあれば安心して暮らせる、ずっとここに住み続けたいという、自分の住んでいる地域に誇りを持てるような、そういう視点は地域福祉計画に出ているのでリンクできるようにしておいてもらえればありがたいと思う。文言については事務局に一任する。もう1点、アイヌの関係。栗東のトレセンには日高地方のアイヌのかたがけっこう来ておられて、今は湖南省や守山市、草津市、野洲市にもけっこう住んでおられるのではないかと聞いた。そういう意味では、アイヌをその他の人権に入れるのはいかなものかなど、個人的には感じる。アイヌの方は身近にいるが、名乗れるような状況に地域社会がなっていないし、名乗ってもメリットがあまりないので名乗られる方は少ないと思う。いずれにしても遠い北海道の問題ではない。身近にアイヌの方がおられるという歴史的な経緯があるということを確認いただいて、それをどうするかは事務局に一任する。

**委員：**

外国人の現状について。私はボランティアで日本語教室のチューターを週2回やらせてもらっていたが、いまはコロナで教室が閉鎖している。そこに来ておられた方がどうしているか心配。この間、ベトナムの人3人と話す機会があった。その3人が何をしているかという、守山の企業に勤めているが、仕事がないからずっと寮にいるという。ベトナムもコロナの影響でなかなか帰ることもできなかった。今はマシになったので3人も帰った。また、日本語教室に来ている子どもさんが、この4月

に大学に入ったけれど学業を続けられず中退したという話も聞いた。身近にそういうことが起こっているんだと思う。市が主導して、企業で組織化して支援していく体制を作っていかなければいけないのではないかと。

**会長：**

ほかに。

**委員：**

人権教育の推進というところで、①園・学校における人権教育の推進、(エ)保護者や地域との連携となっているが、実態はどうなのか。学校の連携というのは我々の耳には入ってこない。

**事務局：**

今の質問につきましては、部会のほうで資料をご用意させていただく。コミュニティスクールなどで地域との関係は強くなっていると感じている。

**市長：**

人権に関する総合計画を作るにあたっての骨子の話。総論的なものなので、誰がみても誰が考えても反対できないような文章が並ぶが、それを実際どう実現するかというところが問題。その時代、時代にあって考え方が違うとは言いながら、今までも間違った計画を作られたわけではない。しかし、そのなかで行政としてどう実現させるかというところ、少しでも何かしたいという思いに繋がらなければいけないと思っている。荒っぽい言い方をしたら、たしかに部落の問題というのもまだまだ残っていると思っている。しかしながら、違った形における人権に関わるような大きな問題というのも時代と共に出てきている。特に感じているのは例えばコロナの件について、インターネットで色々なことを書き立てられる。インターネットの書き込みは消しようがない。(書かれた人は)そのなかで悔しい思いをしながら、ずっと耐えて生きている。具体的な方法については各論になってしまうが、その方向付けをこの策定において何らかの形で入れておいてほしい。

**委員：**

抽象的な形では書かれている。それを具体策に繋げるように。

**委員：**

これは柱なので。

**市長：**

それはわかっている。行政として実際にはこれに基づいて色々やっていく。制限もあるが、できる限りやる。皆様の意見を聴くが、なにか具体的なことに繋がるような方向を。そうでないとこれは絵に描いた餅になる。

**委員：**

それはその通り。

**市長：**

だから、皆様もそこに踏み込んで言ってほしい。

**委員：**

それはそうだ。実行性がなければ意味がない。

**会長：**

総論じゃなくて各論、そういうことだと思う。今色々な問題、外国籍の支援であるとか、「これだけは入れてもらいたい」という要望の部分も出た。そちらのほうは事務局で盛り込んだ形にさせていただ

ればと思う。今後は分科会もあるので、そのなかで各論的な議論をやっていただければと思う。

**副会長：**

新たな問題が次々出てきて、状況は次々変わっていくというのは確かにそうだと思う。従来からあった問題のありようも以前とは違うような形で、新たに現れるというようなこともある。それをある時点で「こうだ」というふうに設定してしまっても変化できない総合計画は役に立たないと思うので、こういった次々に出てくる問題に対応していけるような、問題を把握して、その問題のどこが問題なのかということを確認し、対応していけるような仕組みというか、そういう視点を盛り込んでおくというのが重要かなと思う。提案としては(3)重視すべき視点というところに、そのような常にリサーチして、常に情報収集し、新たに発見した問題を放置しっぱなしにしない。常に実態を把握して対応し、というような姿勢というか、構えを持って取り組みますよということを入れておけば、皆さんからご意見があったようなことへの対応という点ではいけるのではないかな。

**会長：**

ほかに意見は。

様々な意見をいただいたが、概ね本日提示された骨子案については了承いただいたということでよろしいか。

(異議なし)

では概ね了承いただけたということで、今後、事務局は審議会の意見を踏まえた形で骨子案を再度精査したなかで、まとめてほしい。

続いて、2つ目の議題、今後のスケジュールについて事務局から説明を。

**事務局：**

資料5に基づきスケジュールの説明。

**会長：**

スケジュールについて説明があった。一旦は各部会で骨子案に沿った審議をし、全体で集まるのは来年の5月という形で報告があったが、意見等あるか。

意見がないようなので、部会ごとの日程調整は会議終了後、それぞれの部会に分かれてお願いしたい。

最後、その他事項について何か。

ないようであれば、本日の協議事項はすべて終了とする。

### 3. 閉会

**副会長：**

おもしろい議論、重要なテーマが出てきたかなと思う。これから各部会に分かれて、それぞれ議論するが、もし2019年度に行われた湖南省の人権に関する調査で、各部会のニーズで「こういった分析ができないか」というものがあれば、事務局と一っしょに対応するので連絡を。